

公 示 送 達 に つ い て

次の者は、住所が不明であるから書類の送達が出来ないため、地方税法

(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町税務課が保管し、いつでも送達を受ける
べき者に交付する。

令和8年10月28日

岐阜県揖斐郡池田町長

竹中 誉

送 達 す る 書 類	送 達 を 受 け る 者
	氏 名 (名 称)
地方税法の規定により送達する書類 (1114995_R8)	有限会社 片山石材
地方税法の規定により送達する書類 (97691_R8)	齋藤 一正 外8名
地方税法の規定により送達する書類 (115088_R8)	高橋建設株式会社